

別紙：地場産品基準一覧表

1号	春日部市内で生産されたもの
2号	春日部市内でお礼品の原材料の主要な部分（6割以上）が生産されたもの
3号	春日部市内においてお礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応（5割を十分に超える）の付加価値が生じているもの
3号イ （熟成肉）	埼玉県内において生産された食肉を原材料として、春日部市内において熟成したものの。
3号イ （精米）	埼玉県内において生産された玄米を原材料として、春日部市内において精白したものの。
3号ロ （企画立案）	春日部市内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が春日部市内で生じている旨の証明がなされたもの
4号	春日部市内で生産されたものであって、近隣の他の市区町村内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）
5号	春日部市の広報の目的で生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自のお礼品等であることが明白なもの
6号	1～5号に該当するお礼品と、当該お礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該お礼品の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること
7号	春日部市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が春日部市に相当程度関連性のあるものであること
7号の2 （宿泊）	春日部市内に所在する宿泊施設であって、埼玉県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、埼玉県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の3イ 五万以下 （宿泊）	春日部市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

7号の3ロ 該当地域 (宿泊)	春日部市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
7号の4	春日部市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること
8号イ	春日部市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8号ロ	埼玉県が県内の春日部市を含む複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを埼玉県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
8号ハ	埼玉県が県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた1～8号のいずれかに該当するお礼品を提供することができなくなった場合において、当該お礼品を代替するものとして提供するもの
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するもの (例：△△pay)
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせさせた返礼品であるもの